

別 表

【指導が不適切である教員の判断の視点】(第3条第1項)

教員の指導状況について、次のような視点から判断する。

判断項目	判断の視点	具 体 的 な 例
学習指導	授業が成立しないことが多い。	授業についての指導技術が身に付いていない。 教科等についての専門的知識が不足している。 児童生徒の実態に合った授業展開ができず、授業に児童生徒がついてこない。
生徒指導	児童生徒との信頼関係が築けないことが多い。	児童生徒の心を理解する能力や意欲に欠ける。 不適切な言動により、児童生徒の心を傷つける。 個々の児童生徒への配慮ができない。 生徒指導についての指導技術が身に付いていない。
	児童生徒の掌握ができず、学級をまとめることができないことが多い。	児童生徒を指導すべき時に適切な指導ができない。 指導に自信が持てず、児童生徒の言いなりになる。 児童生徒の集団に対し、的確な指示が出せない。
保護者との連携	保護者との信頼関係が築けない。	保護者からの学習指導・生徒指導等に関する苦情が多い。 保護者等とのコミュニケーションが図れない。
研修状況	指導の改善のために一定期間の研修に専念する必要がある。	現状のままで自己努力だけでは改善が難しい。 校内における指導・助言だけでは改善が難しい。